

日常生活用具の種目を追加、 基準額を変更しました（令和5年4月1日～）

資料5

1. 種目の追加

種目	対象者	基準額	耐用年数
自家発動発電機及びポータブル蓄電池	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいもしくは難病を有し、人工呼吸器、酸素濃縮器等の日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用しているもの	上限 150,000円	6年
電気式たん吸引器と吸入器（ネブライザー）の両用器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	80,000円	5年
移動用リフト用スリングシート	下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上のもの	52,000円	2年
移動リフト（工事を伴う）（※）	下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上のもの	500,000円 （工事費） 50,000円	10年
階段昇降機（※） 段差昇降機（※）	下肢、体幹機能又は内部障がい2級以上で移動が困難なもの	500,000円 （工事費） 50,000円	10年
装具対応靴（※）	下肢機能障がいを有し、下肢装具を装着する原則として3歳以上のもの	10,000円	3年
車いす用レインコート（※）	上肢、下肢、体幹機能又は内部障がい2級以上で、車いすを使用する原則として3歳以上のもの	13,000円	5年
自助具【食事用具、調理用具、ドアノブ後付レバー、リーチャー、靴下エイド】（※）	上肢、下肢又は体幹機能障がい2級以上で原則として3歳以上のもの	10,000円	5年

（※）は福祉機器等給付事業から品目移管。これに伴い、福祉機器等給付事業は廃止しました。

2. 基準額の変更

種目	変更前	変更後
特殊マット（多層空気構造等の除圧機能有）	19,600円	100,000円
移動リフト（工事を伴わない）	159,000円	375,000円
便器	4,450円	25,000円

詳しいことはお問い合わせください

長岡京市障がい福祉課

電話 075-955-9710 ファクス 075-952-0001

メール syougai-fukushi@city.nagaokakyo.lg.jp